

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	介護保険事業所指定等事務			事業コード	3095
所属コード	066200	課等名	介護保険課	係名	事業所指定係
課長名	藤原 真人	担当者名	山口 潤	内線番号	3545
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	4
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 3 款 1 項 3 目 老人福祉施設等指定・許可管理事業（001-12）			
特記事項				
事業期間 (H26)	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	H24 年度
根拠法令等 (H26)	○介護保険法第 70 条～第 105 条の 31 ○盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例 ○盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ○盛岡市指定地域密着型サービスの人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例 ○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ○盛岡市指定介護老人福祉施設の事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例 ○盛岡市指定介護老人保健施設の事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例 ○盛岡市指定指定介護療養型医施設の事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例			

(2) 事務事業の概要

- ・介護保険施設や介護サービス事業者の新規指定，更新，変更等に関する業務
- ・介護老人保健施設の開設許可等に関する業務
- ・有料老人ホーム設置の届出等に関する業務

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

介護保険法が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から介護保険施設や介護サービス事業者の指定等に関する権限が県から指定都市・中核市に移譲され、市内で開設している又は開設しようとする事業所からの各種届出の受付窓口が県から盛岡市となった。

また、有料老人ホームの届出等についても、地方自治法施行令の改正に伴い、老人福祉法施行令で規定する大都市等の特例が拡充され、平成 24 年 4 月 1 日より有料老人ホームの届出等の事務の権限が県より盛岡市に移譲された。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

高齢化、認知症等介護サービス利用者の多様なニーズへの対応、平成 37 年には後期高齢者となる団塊の世代への対応など、高齢者が社会の一員としていきいきと健康で生活できるよう社会全体で支える仕組みを構築することが喫緊の課題となっており、それに対応するため介護保険制度も大きな見直しの時期を迎えている。

このような中、介護認定者は依然増加傾向を示しており、多様な介護ニーズに対応する介護サービス事業者も増加しているため、介護サービス事業者等の指定、更新、変更に伴う届出件数や介護保険制度の内容に関する問合せ件数、有料老人ホームの開設、変更等の届出も増加している。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

- ・介護保険施設、介護サービス事業者
- ・有料老人ホーム事業者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 介護保険施設・介護サービス事業者数	事業所	－	1,018	1,066	1,080	1,147
B 有料老人ホーム数	施設	－	41	45	50	58
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

- ・介護保険施設等の開設、更新、変更に係る指定
- ・有料老人ホームの開設、変更に係る届出の受理
- ・介護サービス事業者等からの指定基準等に関する問合せへの対応
- ・第 5 期介護保険事業計画に基づく、介護保険施設等の整備事業者の決定

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 介護保険施設・介護サービス事業者に関する届出数	件	－	750	1,230	1,350	1,455
B 有料老人ホームに関する届出数	件	－	80	93	100	108
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

高齢者の多様なニーズに対応した生活の場の提供及び介護サービスの需要に応じた適正な介護保険施設や介護サービス事業者数の確保。

法令等に基づく適正な介護保険施設や介護サービス事業所、有料老人ホームの運営。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 介護保険施設、介護サービス事業者及び有料老人ホームの開設数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	事業所	-	74	59	65	100
B 介護保険施設、介護サービス事業者及び有料老人ホームに関する苦情受付数	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	件	-	23	34	30	38
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
事業費	①国	千円	-	0	0	0	0
	②県	千円	-	0	0	0	0
	③地方債	千円	-	0	0	0	0
	④一般財源	千円	-	3,553	3,419	4,937	4,896
	⑤その他()	千円	-	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	-	3,553	3,419	4,937	4,896
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	-	8,000	8,000	8,000	8,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	-	32,000	32,000	32,000	32,000
計	トータルコスト A+B	千円	-	35,553	35,419	36,937	36,896
備考							

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

・施策体系と結びついている。

【理由】

高齢者が健やかで生きがいをもって安心して暮らすことができるよう、介護保険施設や介護サービス事業所、有料老人ホームの果たす役割の重要性は高まっており、法令等で定められた基準に基づき要件を満たす事業所等を指定することは、利用者の権利確保等の観点から

も必要となるものである。

② 市の関与の妥当性

- ・妥当である。

【理由】

法定事務である。

③ 対象の妥当性

- ・妥当である。

【理由】

法令等で定められている。

④ 廃止・休止の影響

- ・影響がある。

【理由】

法定事務である。縮小又は廃止は法律の改正による。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

- ・向上の余地はある。

【理由】

制度の周知、研修等の実施など事業者の資質向上を図り、適切な事業運営の機運を醸成すれば苦情等の減少につながると思われる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

- ・介護保険施設、介護サービス事業所の指定等に関しては公平である。

【理由】

介護保険施設、介護サービス事業所の指定等に関しては、法令等で定められた人員基準、運営基準に基づき行われているため公平である。なお、介護保険施設や地域密着型介護サービス事業所については、公募により事業者を選定しているが、選定要領や評価内容を公表し、外部審査員を含めた審査を行っているため、公平性は確保されている。

なお、有料老人ホームに関しては届出義務はないことから、届出をした者とししない者で不公平感が生じる可能性がある。

(4) 効率性評価

- ・妥当である。

【理由】

県内で統一性のある事務処理を行う必要性から、県と同様のシステムを導入しており、大量の情報管理が必要となることから、このシステムは欠かすことができないものであり、維持、改修等に要する費用は削減できない。また、必要最小限の職員配置、予算で事務事業を行っているため、その他の費用も削減の余地はない

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	高齢者福祉の充実	コード	3
	小施策（推進項目）	高齢者福祉サービスの充実	コード	3

（2）改革改善の方向性

- ・介護サービス事業者等に対する制度理解の推進
- ・窓口及び電話対応における効率化
- ・届出書類及び手続き等の簡素化

（3）改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

- ・資質向上のための研修など新たな施策を行うためには、予算を確保する必要がある。
- ・介護保険法をはじめとする，法令，例規に基づき事務を実施しているため，市独自で事務手続きを簡素化することが困難

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

（2）全体総括・今後の改革改善の内容

介護保険法に基づく事務であり，継続する必要がある。法令等で定められた基準に基づき要件を満たす事業所等を指定し，介護サービスの需要に応じた適正な介護保険施設や介護サービス事業者を確保していく必要がある。